

第8章 公害苦情

1. 概要

公害苦情には、典型7公害と言われる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する苦情をはじめ、近年においては一般住宅等から発生する生活家電（エアコン・掃除機・洗濯機等）、音響機器（カラオケ・ステレオ等）、楽器音、自動車のアイドリング音、ペットの鳴き声等の近隣騒音に関する苦情が増加しています。

これらは新興住宅地や商業地域で多く見られ、古くからの住宅地や農村地域にはあまり見られないことから、都市化が進み地域のコミュニケーションが少なくなったことや高齢化により日中も自宅で過ごす住民が増加してきたこと等が主な要因のようです。

一般住宅からの近隣騒音については、公害関係法令による規制の対象になっていないので、当事者間の話し合いを基本に、個々の事例に応じて相談や指導を行っています。

表8-1 業種別の苦情発生件数

令和2（2020）年度

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
製造業							1		1
建設業				4	1		1		6
農業									0
鉱業									0
卸売・小売業, 飲食店				1					1
運輸・通信業									0
サービス業				4					4
事務所									0
道路					1				1
空地									0
家庭生活				2			5		7
その他									0
不明				4	1		4	1	10
合計	0	0	0	15	3	0	11	1	30

2. 現況

令和2（2020）年度における苦情件数は30件で、そのうち典型7公害に関する苦情は件で全苦情に占める割合は97%です。これを公害の種類で見ると、騒音が15件（50%）で最も多く、次いで悪臭が11件（37%）となり、業種別の発生件数を表8-1に、公害苦情件数の経年変化を表8-2に示します。

表8-2 苦情件数の経年変化

年度 種類別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2
大気汚染	2	1	1	1	3	1	2	10	2	0
水質汚濁	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0
土壌汚染	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
騒音	13	23	27	30	29	20	19	20	17	15
振動	0	6	4	1	1	3	3	1	3	3
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	8	24	19	17	11	11	9	6	3	11
計	25	55	53	51	45	36	34	37	25	29
その他	2	5	2	10	5	4	3	4	4	1
合計	27	60	55	61	50	40	37	41	29	30

3. 対策

本市においては公害紛争処理法第49条及び我孫子市環境条例第53条の規定により「公害苦情相談員」を置き、市民からの苦情相談を受け処理に必要な調査、指導、助言及び関係行政機関への通知等を行い、複雑・多様化する公害苦情に対処しています。